

# 大口町介護保険居宅介護（予防）住宅改修費受領委任払いに関する要綱

## （目的）

第1条 この要綱は、大口町が行う介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項に定める居宅要介護被保険者及び法第53条第1項に定める居宅要支援被保険者（以下「要介護者等」という。）に対する法第45条に定める居宅介護住宅改修費及び法第57条に定める介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）の支給に関し、代理受領を行う事業者の登録及び住宅改修費の支給方法を受領委任払いにすることにより、要介護者等の経済的負担の軽減及び生活の質の向上を図ることを目的とする。

## （対象者）

第2条 この要綱に定める住宅改修費の受領委任払いの対象者は、介護保険給付の制限を受けていない者で、大口町介護保険居宅介護（予防）住宅改修費、大口町介護住宅改修費助成費及び大口町在宅生活支援助成費受領委任払いに関する取扱事業者登録要綱（令和2年大口町告示第36号。以下「事業者登録要綱」という。）第3条により登録を受けた住宅改修施工事業者（以下「改修事業者」という。）により手すりの取付けその他の住宅の改修を行う要介護者等とする。

## （申請）

第3条 住宅改修費の受領委任払いを利用しようとする要介護者等（以下「申請者」という。）は、住宅改修を行う前に大口町介護保険居宅介護（予防）住宅改修費受領委任払い申請書（様式第1）及び大口町介護保険条例施行規則（平成12年大口町規則第13号。以下「規則」という。）別表第2に定める介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に定める申請があった場合は、速やかに審査のうえ大口町介護保険居宅介護（予防）住宅改修費受領委任払い決定（却下）通知書（様式第2）により申請者に通知する。

## （変更）

第4条 申請者は、決定を受けた住宅改修費の内容を変更しようとするときは、速やかに大口町介護保険居宅介護（予防）住宅改修費受領委任払い変更申請書（様式第3）を提出し、町長の承認を得なければならない。

2 町長は、前項に定める申請があったときは、速やかに審査のうえ大口町介護保険居宅介護（予防）住宅改修費受領委任払い変更決定（却下）通知書（様式第4）により申請者に通知する。

（工事完了）

第5条 申請者は、住宅改修が完了したときは、速やかに大口町介護保険居宅介護（予防）住宅改修完了届（様式第5）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の届出があったときは、速やかに審査のうえ大口町介護保険居宅介護（予防）住宅改修費受領委任払い給付決定（却下）通知書（様式第7）及び規則別表第2に定める介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給（不支給）決定通知書により申請者に通知するとともに、事業者登録要綱第6条の規定により改修事業者を受領委任分の費用を支払うものとする。

（その他必要事項）

第6条 この要綱に定めるもののほか、住宅改修費受領委任払いの実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則（平成15年3月27日大口町告示第27号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年6月17日大口町告示第82号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成25年11月29日大口町告示第111号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月31日大口町告示第39号）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 第3条の規定による改正後の大口町介護保険居宅介護（予防）住宅改修費受領委任払いに関する要綱の規定は、令和2年4月1日以後に申請書の提出のあったものから適用する。

附 則（令和3年3月30日 大口町告示第53号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第3条関係）

大口町介護保険居宅介護（予防）住宅改修費受領委任払い申請書

介護保険被保険者番号										
要介護度		認定有効期間	年 月 日～		年 月 日					
フリガナ										
被保険者氏名										
住 所						電話番号				
介護保険対象住宅改修予定工事費										円
住宅改修の内容及び場所										
										年 月 日
大 口 町 長 様										
<p>介護保険居宅介護（予防）住宅改修費の支給について、別添のとおり関係書類を添えて、下記の住宅改修事業者を受領委任することの承認を得たいので申請します。</p>										
申請者氏名										
<p style="text-align: center;">介護保険居宅介護（予防）住宅改修費受領委任払い同意書</p>										
										年 月 日
大 口 町 長 様										
<p>上記のとおり申請者が介護保険居宅介護（予防）住宅改修を利用するにあたり、申請者に便宜を図るため、介護保険居宅介護（予防）住宅改修費受領委任払いに同意します。</p>										
住宅改修事業者 名 称										
代 表 者 名										
所 在 地										
電 話 番 号										

様式第2（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

大口町長

印

大口町介護保険居宅介護（予防）住宅改修費受領委任払い決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました、大口町介護保険居宅介護（予防）住宅改修費受領委任払いを決定（却下）したので通知します。

被 保 険 者 氏 名										
被 保 険 者 番 号										
介護保険対象住宅改修予定工事費	円									
介護保険居宅介護（予防） 住宅改修費給付予定額	円									
自 己 負 担 額	円									
住 宅 改 修 事 業 者 名										

様式第3（第4条関係）

大口町介護保険居宅介護（予防）住宅改修費受領委任払い変更申請書

介護保険被保険者番号											
要介護度		認定有効期間	年 月 日～		年 月 日						
フリガナ											
被保険者氏名											
住 所						電話番号					
変更前介護保険対象住宅改修工事費										円	
変更前住宅改修の内容及び場所											
変更後介護保険対象住宅改修工事費										円	
変更後住宅改修の内容及び場所											
変更理由											
										年 月 日	
<p>大口町長様</p> <p>年 月 日付け第 号で決定を受けた介護保険居宅介護（予防）住宅改修費受領委任払いの給付について、変更したいので別添のとおり関係書類を添えて変更の承認をされるよう申請します。</p> <p>申請者氏名 住宅改修事業者 名 称 代表者名 所在地 電話番号</p>											

様

大口町長

印

大口町介護保険居宅介護（予防）住宅改修費受領委任払い変更決定  
（却下）通知書

年 月 日付で申請のありました、大口町介護保険居宅介護（予防）住宅改修費受領委任払いを決定（却下）したので通知します。

被 保 険 者 氏 名										
被 保 険 者 番 号										
変更後介護保険対象住宅改修工事費										円
変更後介護保険居宅介護 （予防）住宅改修給付予定額										円
変 更 後 自 己 負 担 額										円
住 宅 改 修 事 業 者 名										

様式第5（第5条関係）

大口町介護保険居宅介護（予防）住宅改修完了届

介護保険被保険者番号											
要介護度		認定有効期間	年 月 日～		年 月 日						
フリガナ											
被保険者氏名											
住 所						電話番号					
介護保険対象住宅改修工事費											円
介護保険住宅改修費申請額											円
住宅改修の内容及び場所											
大 口 町 長 様										年 月 日	
<p>年 月 日付け第 号で決定を受けた介護保険居宅介護（予防）住宅改修費受領委任払いについて工事を完了したので、別添のとおり関係書類を添えて届け出ます。なお、当該住宅改修に係る介護保険居宅介護（予防）住宅改修費給付金の受領については、下記の受取人に委任します。</p>											
申請者氏名											
受 取 人											
住宅改修事業者											
名 称											
代 表 者 名											
所 在 地											
電 話 番 号											

様式第6（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

大口町長

印

大口町介護保険居宅介護（予防）住宅改修費受領委任払い給付決定  
（却下）通知書

年 月 日付けで申請のありました大口町介護保険居宅介護（予防）住宅  
改修費受領委任払い給付を決定（却下）したので通知します。

被 保 険 者 氏 名										
被 保 険 者 番 号										
介護保険対象住宅改修工事費										円
介護保険居宅介護（予防）住 宅改修費受領委任払い給付額										円
住 宅 改 修 事 業 者 名										

※ 当該給付額については住宅改修事業者（受取人）に支払します。